

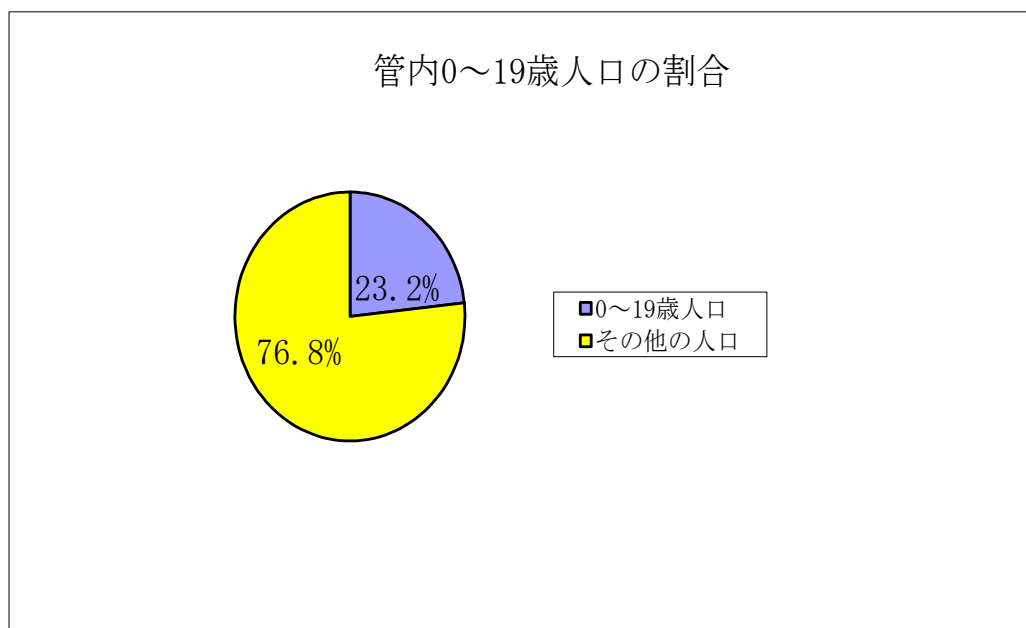
第3 地域福祉班

1 児童福祉

(1) 管内の状況

令和2年1月1日現在の管内の0～19歳の人口は118,849人で、管内総人口511,342人の約23.2%が0～19歳の人口である。市町村別の総人口に占める0～19歳人口の割合は、下表のとおりとなっており、市では沖縄市が最も高く、町村は宜野座村、次いで北谷町、中城村の順となっている。

出典：「令和2年住民基本台帳年齢別人口」（沖縄県企画部市町村課）



市町村別 0～19歳人口

令和2年1月1日現在

市町村名	総人口	0～19歳人口	比率
宜野湾市	98,000	22,772	23.2%
沖縄市	140,862	33,217	23.6%
うるま市	123,976	28,071	22.6%
恩納村	10,235	2,041	19.9%
宜野座村	6,061	1,551	25.6%
金武町	11,352	2,640	23.3%
読谷村	40,751	9,543	23.4%
嘉手納町	13,430	3,130	23.3%
北谷町	28,135	6,799	24.2%
北中城村	17,123	3,902	22.8%
中城村	21,417	5,183	24.2%
計	511,342	118,849	23.2%

(2) 家庭児童相談室

家庭は、児童育成の基盤であり児童の人格形成にとってきわめて大きな影響を及ぼすものである。

家庭における人間関係の健全化、児童養育の適正化等、家庭児童福祉の向上を図るための相談援助を充実強化する目的で、昭和47年5月15日家庭児童相談室が福祉事務所に設置された。

当相談室における児童及び妊産婦の福祉に関する処理は、表1及び表2のとおりである。

令和2年度における処理として、受付経路別にみて市町村からの相談が多く、次いでその他からの相談となっている。

処理種別としては、助産関係、次いで助言・その他となっている。

家庭児童相談室における処理（児童福祉法）

表1 受付経路別処理件数 令和2年度

発見	児童委員からの通告	児童相談所から送致	児童相談所から委嘱	保健所から通知	警察関係から通告	その他県関係から通告	市町村から通告	学校から相談	家族・親戚から相談	本人から相談	その他から通告等	合計
0	0	5	0	0	0	0	54	0	6	3	9	77

表2 処理件数 令和2年度

福祉主事の指導	助産施設	母子生活支援施設	保育所	条法第22・23の報告	送致児童相談所への	調査の完了による	児童委員の完了による	斡旋・紹介	他機関に	相談・助言	その他	合計
0	45	0	0	0	0	0	0	0	0	32	77	

(3) 保育行政及び公立保育所等指導監査

指導監査は、知事が保育行政の実施機関における保育所の保育所運営費負担金等についての事務処理状況及び保育所の運営について、関係法令等に照らし適正に実施されているかどうかを個別的につまびらかにし、必要な助言・勧告又は是正の措置を講ずることなどにより、保育行政の適正かつ円滑なる実施を確保しようとするものである。

令和2年度の保育行政及び公立保育所等指導監査実施状況及び指摘状況は次のとおりである。

監査実施町村	恩納村 中城村 北谷町 金武町
監査実施保育所 (幼保連携型認定 こども園を含む。)	宜野湾市 (うなばら保育所、宜野湾保育所) 沖縄市 (知花保育所、山内保育所、胡屋あけぼの保育所 越来育所、泡瀬保育所、 うるま市 (安慶名保育所、与那城保育所、きむたか保育所) 恩納村 (恩納保育所、山田保育所、安富祖保育所) 宜野座村 (宜野座村立保育所) 金武町 (金武こども園、嘉芸こども園) 読谷村 (読谷村南保育所、読谷村保育所) 嘉手納町 (嘉手納町第二保育所、嘉手納町第三保育所) 北谷町 (上勢保育所、美浜保育所、謝苺保育所) 北中城村 (喜舎場保育所) 中城村 (吉の浦保育所)

指導監査実施町村	4町村中	文書指摘	3町村	口頭指導	4町村
指導監査実施施設	25施設中	文書指摘	2施設	口頭指導	18施設

(4) 助産施設 (児童福祉法第7条規定による児童福祉施設)

児童福祉法第22条により、妊産婦が、保健上必要であるにもかかわらず経済的理由により入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦から申し込みがあったときは、その妊産婦に対し助産を行う。

助産の実施に要する費用を支弁し、本人から負担能力に応じた負担金を徴収。

(ア) 助産の実施の範囲

- a 保健上入院助産が必要
- b 妊産婦の属する世帯の階層区分が原則としてC階層以下にある者。
- c 妊産婦の属する世帯の階層区分がA及びB階層である場合を除いて、出産育児一時金の給付額が420,000円未満である者。

(イ) 負担金徴収金基準額

階 層 区 分		基 準 額 (月 額)	出 産 一 時 金 に 係 る 率
A	生活保護法による被保護世帯	0円	
B	A 階層を除く市町村民税非課税世帯	2,200円	20%
C1	A 及び D 階層を除き 均等割の額のみ	4,500円	30%
C2	市町村民税の課税世帯 所得割の額がある場合	6,600円	

例：市町村非課税世帯（＝B階層）で出産育児一時金が420,000円の場合
産科医療保障制度の保険料(30,000円)を控除し、390,000円を基とする。

$$2,200 + (390,000 \times 20\%) = 80,200円$$

平成27年1月1日出生児以降は、産科医療保障制度の保険料改正
(16,000円)を控除し、404,000円を基とする。

$$2,200 + (404,000 \times 20\%) = 83,000円$$

(ウ) 令和2年度における入所者数：45人

(県立中部病院) 42人 (県立南部医療・子ども医療センター) 2人

(県立北部病院) 1人

(エ) 年度別階層別助産施設入所状況

市・町村名	平成29年度				平成30年度				令和元年度				令和2年度				備 考
	A	B	C1	C2	A	B	C1	C2	A	B	C1	C2	A	B	C1	C2	
恩納村																	県立助産施設 で助産を実施 した場合、助 産の実施に要 する費用は、 県(福祉事務 所)が支弁し、 自己負担金の 徴収も県が行 う。(H16.4.1)
宜野座村		1				2				1							
金武町		1			2	1				2				2			
読谷村	2	3			2	2			1	1				2			
嘉手納町		3			2	4			2	1			1	1			
北谷町	1	3			3				1	3			1	1			
北中城村		2			1	1								2			
中城村		2			1	4			1	1				2			
小 計	18				25				14				12				
宜野湾市		1				1								10			
沖縄市	10	2			3	2			5	2			9	3			
うるま市	1	4			5	6			4	2			2	9			
小 計	18				17				13				33				
計	36				42				27				45				

2 母子及び父子並びに寡婦福祉

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子父子寡婦福祉資金の貸付と償還、母子父子相談業務等を実施している。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付

母子家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、母子家庭等の親や子どもに対し、修学資金等の全 12 種類の資金を無利子又は低利で貸付を行っている。

※平成 26 年 10 月から父子家庭も貸付対象となっている。

※平成 31 年度のみ臨時児童扶養等資金創設。

母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付状況（令和 2 年度）

1	事業開始資金	母子		
		寡婦		
		父子		
2	事業継続資金	母子		
		寡婦		
		父子		
3	修学資金	母子	49	41,047,600
		寡婦	1	600,000
		父子	2	1,878,000
4	技能習得資金	母子	6	3,691,200
		寡婦		
		父子		
5	修業資金	母子	3	1,550,000
		寡婦		
		父子		
6	就職支度資金	母子		
		寡婦		
		父子		
7	医療介護資金	母子		
		寡婦		
		父子		
8	生活資金	母子		
		寡婦		
		父子		
9	住宅資金	母子		
		寡婦		
		父子		
10	転宅資金	母子		
		寡婦		
		父子		
11	就学支度資金	母子	25	6,538,000
		寡婦		
		父子	2	520,000
12	結婚資金	母子		
		寡婦		
		父子		
13	臨時児童扶養等資金	母子		
		寡婦		
		父子		
合計		母子	83	52,826,800
		寡婦	1	600,000
		父子	4	2,398,000

(2) 母子及び父子並びに寡婦相談業務（母子・父子自立支援員）

目的：母子・父子及び寡婦家庭の相談機関として母子・父子自立支援員が配置され、母子・父子及び寡婦家庭の生活全般にわたる相談、指導・助言を行っている。

根拠：母子及び父子並びに寡婦福祉法（第8条）

当所には、5名の母子・父子自立支援員が配置されている。

（平成26年10月より母子自立支援員から母子・父子自立支援員へ名称変更）

(3) 母子・父子福祉協力員

母子父子寡婦福祉資金の円滑適正な償還を図るため、母子家庭等に対し、償還計画及び支払いについて指導を行うこと。また母子家庭等の把握に努め、その福祉の増進を図ること。

(4) 母子家庭等に対する支援事業

・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校を卒業していない（中退者を含む）ひとり親家庭の親とその児童が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合において、民間事業者などが実施する対策講座（通信制講座も含む）の受講費用の軽減を図る。

支給対象者は、町村在住のひとり親家庭の親とその児童で、児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準であること。

支給金額は、本人が支払った費用（①）の20%（10万円以内）。

上記①の支給を受けた者が受講終了日から起算して、2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合には、対象者が受講のために支払った費用（②）の40%を支給する。（①と②で15万円以内）

・「自立支援教育訓練給付金」

母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発を支援し、もって母子家庭及び父子家庭の自立促進を図ることを目的として実施する事業。（町村在住者については県が実施）雇用保険の（特定）一般教育訓練給付金の受給資格を有していない場合は、講座修了後、経費の60%（12,000円以上で20万円上限）が支給される。雇用保険制度の（特定）一般教育訓練給付金の受給資格のある方については、自立支援給付金の定める額から雇用保険の教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給される。

また平成31年4月の制度改訂により、専門実践教育訓練も給付対象となった。専門実践教育訓練給付金の受給資格のない方が専門実践教育訓練を受講する場合は修業年数に20万円を乗じた額（80万円が上限）が給付される。

・「高等職業訓練促進給付金」

母子家庭の母又は父子家庭の父に対し、看護師や介護福祉士等の資格取得のため、1年以上養成機関等で修業する場合に、修業期間中の生活費を支給する。

※父子家庭の父は平成25年度入学者から対象となった。

【非課税世帯】月額10万円

【課税世帯】月額7万500円

支給対象期間は36月を超えない期間となっていたが、制度改正により平成31年4月より48月を超えない期間へ改定された。

修業期間最後の12月の給付金額についても平成31年4月より下記のとおり改定となった。

※修業期間最後の12月のみ

【非課税世帯】月額14万円

【課税世帯】月額11万500円

管内8町村における実績は下記のとおり。

(単位：千円)

年度	対象者数	取得資格(予定)	支給金額	備考
平成28年度	9名	保育士(3)、看護師(2)、美容師(1) 作業療法士(2)、鍼灸師(1)	10,682	中城村・読谷村・金武町 嘉手納町・宜野座村
平成29年度	13名	看護師(4)、社会福祉士(2)、 保育士(2)、作業療法士(2)、美容師(1) 鍼灸師(1)、理学療法士(1)	15,300	読谷村・宜野座村 金武町・嘉手納町 中城村・北中城村 北谷町
平成30年度	13名	看護師(5)、鍼灸師(1)、保育士(1) 作業療法士(3)、理学療法士(1) 社会福祉士(2)、精神保健福祉士(1)	15,010	読谷村・金武町 嘉手納町・北中城村 中城村・北谷町・恩納村
平成31年度	9名	看護師(3)、作業療法士(1)、 理学療法士(2)、社会福祉士(3)、 精神保健福祉士(2)※社福との両取得含む	13,440	北谷町・金武町 嘉手納町・北中城村 読谷村
令和2年度	8名	看護師(3)、作業療法士(2)、 理学療法士(1)、保育士(1)、 社会福祉士(1)	9,801	嘉手納町・金武町 北谷町・北中城村 中城村

(5) 管内の母子生活支援施設設置状況

目的：配偶者のない女子又はこれに準ずる事情のある女子であって、その監護すべき児童の福祉に欠けると認められるときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設に入所させて保護することになっている。(入所の手続きは市の窓口)

基本法：児童福祉法第23条

児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設

施設名	認可世帯数	所在地	設置(経営)主体	認可(設置)年月日	電話番号
レインボー ハイツ	13	沖縄市諸見里 2-7-8	沖縄市	S49.6.1	(098) 933-2562

(6) 管内ひとり親家庭生活支援モデル事業

(沖縄県母子寡婦連合会受託事業)

目的：ひとり親家庭の子どもの心身の健全な発達等を支援するため、様々な課題を抱えて困窮しているひとり親家庭に対して、民間のアパート等を借り上げし、地域の中で自立した生活が送れるように事業を実施している。

① 沖縄県ひとり親家庭生活支援モデル事業

マザーズスクエアゆいはあと中部 (H28年11月開設)

住所：北谷町字桑江 257 番地 1 F

TEL：098-921-7800

② うるま市母子家庭生活支援モデル事業

マザーズスクエアうるはし

住所：うるま市みどり町 6 丁目 2 番 8 号

TEL：098-972-7900

3 配偶者間暴力相談・婦人保護事業

年々増加傾向にある配偶者間暴力相談に対応するため、平成 23 年 4 月 1 日より南部及び中部福祉保健所においても配偶者暴力相談支援センター（以下「センター」という）の機能が付与されることとなり、本県においては女性相談所を中心に 6 つのセンターで配偶者間暴力相談及び婦人保護事業を行うこととなった。

令和 2 年度における当センターでの相談件数は 1357 件で、令和元年度に比べて 475 件増加しており、うち DV を含む相談件数は 1274 件で全体の 94%を占めている。

市町村別相談内訳（令和 2 年度）

市町村名	来所相談	内 DV	電話相談	内 DV	出張相談	内 DV	合計	内 DV
那覇市								
宜野湾市	37	36	164	160	0	0	201	196
石垣市								
浦添市	3	3	11	11	0	0	14	14
名護市								
糸満市								
沖縄市	43	43	337	336	8	8	338	387
豊見城市	1	1	11	11			12	12
うるま市	27	27	133	132	2	2	162	161
宮古島市								
南城市								
恩納村	0	0	6	6	0	0	6	6
宜野座村	5	5	22	14	0	0	27	19
金武町	9	3	71	16	0	0	80	19
読谷村	3	3	29	29	1	1	33	33
嘉手納町	7	7	68	68	0	0	75	75
北谷町	31	31	125	119	2	2	158	152
北中城村	18	18	116	116	1	1	135	135
中城村	11	11	45	44	0	0	56	55
伊江村								
西原町								
与那原町								
南風原町								
南部地区								
中部地区								
北部地区								
県外								
不定・不明								
計	196	189	1147	1071	14	14	1357	1274

4 障害者福祉

(1) 知的障害者の定義

知的障害者については、知的障害者福祉法上定義づけられていないが、平成7年の精神薄弱児（者）基礎調査においては、「知的機能の障害が発達期（概ね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にある者」とされている。知的障害者福祉法による福祉サービスの対象とされるのは18歳以上の者である。

(2) 療育手帳制度

療育手帳制度は、知的障害者（児）に対して一貫した指導、相談を行うほか、各種福祉制度を利用しやすくするために、これを交付し、知的障害者（児）の福祉の増進を図ることを目的に昭和48年から実施されている。

交付申請は知的障害者（児）又はその保護者が市町村を經由して県知事に行い、児童相談所（18歳未満）又は知的障害者更生相談所（18歳以上）における判定結果に基づき決定する。

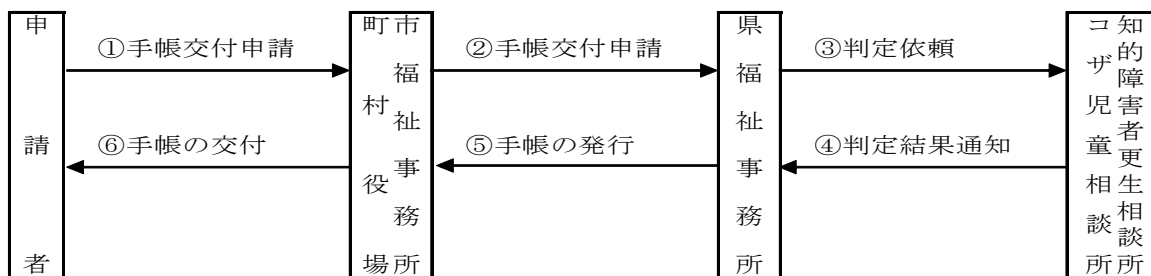
手帳は、A1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）、B2（軽度）に区分される。

(ア) 交付手続き

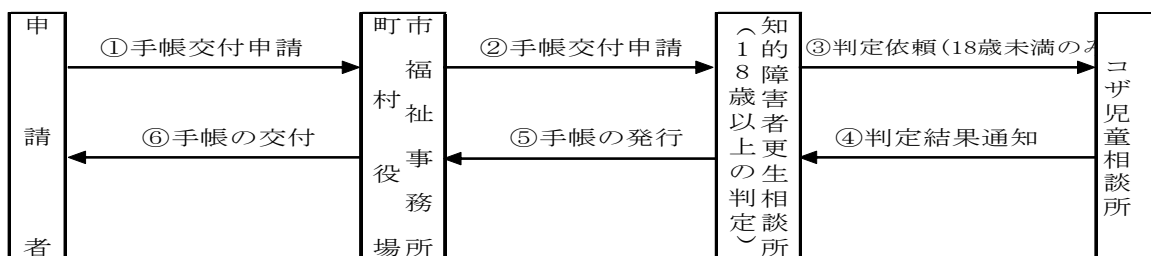
申請書（写真（タテ：4cm、ヨコ：3cm）を添付）を、居住地の市町村へ提出。

管轄市町村からの進達を受け県福祉事務所より知的障害者更生相談所及びコザ児童相談所へ判定依頼、手帳発行を行っていたが、令和3年度より、療育手帳交付事務の迅速化を図る為、市町村からの進達先が県福祉事務所から知的障害者更生相談所（身体障害者更生相談所）へ変更となっている。

(従来)



(令和3年度以降)



(3) 特別障害者手当等支給制度

特別障害者手当等は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、精神又身体の重度の障害ゆえに生ずる特別の負担の軽減を図る一助として、在宅の重度障害児者に対し、手当支給することにより、重度障害児者の福祉の向上を図ることを目的としている。制度概要は以下のとおり。

手当種別	対象者	手当月額	備考
特別障害者手当	精神又は身体に重度の障害を有する為、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態（施行令別表2参照）にある在宅の20歳以上の者	R2年4月から 27,350円	受給者本人及び配偶者・扶養義務者について所得制限あり
障害児福祉手当	精神又は身体に重度の障害を有する為、日常生活において常時の介護を必要とする状態（施行令別表1参照）にある在宅の20歳未満の者	R2年4月から 14,880円	
福祉手当（経過措置）	昭和61年3月31日で20歳以上で、昭和61年4月1日において福祉手当の受給資格を有している者で、特別障害者手当も障害基礎年金も受給していない者	R2年4月から 14,880円	

町村別特別障害者手当等の過去5カ年間の支給状況

(単位：人、円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	左の内訳（令和2年度）			
						特別障害者 手当	障害児福祉 手当	福祉手当 （経過措置）	計
恩納村	16	15	15	13	20	11 2,542,050	9 1,456,800	0 0	20 3,998,850
宜野座村	4	4	17	2	27	2 464,350	25 4,444,710	0 0	27 4,909,060
金武町	26	28	30	26	37	16 4,645,300	20 3,523,050	1 178,380	37 8,346,730
読谷村	95	85	89	97	100	60 18,554,450	39 7,164,690	1 74,220	100 25,793,360
嘉手納町	33	33	33	26	33	17 5,984,250	16 2,616,180	0 0	33 8,600,430
北谷町	121	124	125	98	129	59 18,990,550	70 12,961,950	0 0	129 31,952,500
北中城村	56	58	55	54	55	30 10,219,600	24 4,444,620	1 89,100	55 14,753,320
中城村	47	53	59	44	59	27 8,935,050	31 5,440,680	1 178,380	59 14,554,110
合計	398	400	423	360	460	222 70,335,600	234 42,052,680	4 520,080	460 112,908,360

(4) 心身障害者扶養共済制度

本制度は心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき保護者の死亡または重度障害後の心身障害者に年金を支給するため、共済制度を設けて心身障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、心身障害者の将来に対し、保護者の抱く不安の軽減を図ることを目的としている。

心身障害者扶養共済加入状況 令和3年3月末現在

区分	恩納村	宜野座	金武町	読谷村	嘉手納	北谷町	北中城	中城村	合計
加入者	2	1	0	6	0	3	3	1	16
掛金免除者（再掲）	2	1	0	5	0	2	2	1	13

心身障害者扶養共済年金受給状況 令和3年3月末現在

恩納村	宜野座	金武町	読谷村	嘉手納	北谷町	北中城	中城村	合計
1	1	0	2	1	0	1	1	7

(5) 障害者総合支援法等に基づく実地指導

自立支援給付支給事務等に関する市町村に対する指導は、「自立支援給付支給事務等に関する市町村指導実施要綱」に基づき、市町村の自立支援給付等支給事務が円滑及び適正に実施されるよう、支給事務に関する事項について周知徹底させることを方針として、平成19年度より実地指導を行っている。

また、障害者総合支援法等に基づく指定障害福祉サービス事業者等に対する指導は、「障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱」に基づき、基準等に定めるサービス内容及び自立支援給付に係る費用等の請求等に関する事項について、周知徹底するとともに、改善の必要があると認められる事項については、適切な助言及び指導を行うことを主眼として、平成19年度より実地指導を実施している。

(ア) 市町村指導

市町村名	令和2年度	
	指導箇所	指導結果
宜野湾市		文書指摘： 9件
沖縄市		
うるま市	○	
恩納村	○	
宜野座村	○	
金武町		
読谷村		
嘉手納町	○	
北谷町		
北中城村	○	
中城村		
計	5箇所	

※○印は、実施箇所

(イ) 障害福祉サービス事業者等指導

事業種別	令和2年度	
	指導箇所	指導結果
居宅介護・重度訪問介護	16	文書指摘： 51件
同行援護	5	
行動援護	1	
療養介護		
生活介護	1	
短期入所		
重度障害者等包括支援		
共同生活介護		
自立訓練（機能訓練）		
自立訓練（生活訓練）		
就労移行支援		
就労継続支援A型		
就労継続支援B型	2	
共同生活援助	2	
相談支援		
児童発達支援	10	
放課後等デイサービス	11	
障害児相談支援		
計	48	

(6) 障害者総合支援法等に基づく相談支援事業等について

障害者総合支援法等に基づき様々な福祉サービスが一体的に提供されているが、障害のある方が地域社会において当たり前のように生活していくためには、ニーズに合わせて複数のサービスを適切に結びつけて調整することや、社会的資源の改善・開発を行う相談支援事業が不可欠な業務であることから、相談支援事業は住民に身近な市町村が主な実施主体となっている。

平成24年4月、市町村の相談支援事業に加え、計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援が導入され、相談支援体系の充実強化が図られた。また、相談支援の中核をなす自立支援協議会が法定化されたことから、今後も協議会の更なる活性化が必要である。圏域では、引き続き圏域アドバイザーと連携して市町村自立支援協議会の運営に対して助言等を行い、圏域の相談支援体制の構築・強化に努めていく（管内全市町村に自立支援協議会設置済み）。

また、中部圏域の障害児・者及びその家族に対する相談支援体制の強化を目的に中部圏域障害者自立支援連絡会議を設置している。当会議には、療育・教育部会、就労部会、住まい地域支援部会、相談支援部会があり、関係機関の協力のもと、各部会それぞれの課題解決に向け活発に取り組んでいるところである。

5 老人福祉・介護保険

(1) 老人福祉法の基本的理念

老人福祉法第2条において、「老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、いきがいを有する健全で安らかな生活を保障されるものとする。」と基本的理念が述べられている。

県においては、介護保険制度が創設されて以降、介護保険事業支援計画を含む高齢者福祉保健福祉計画を策定し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続ける社会を目指して市町村の介護予防等の取り組みへの支援や介護サービスの向上に取り組んでいる。

表：中部福祉事務所管内 市町村別65歳以上の人口

(子ども生活福祉部高齢者福祉介護課在宅福祉班公表データより抜粋)

令和2年10月1日現在					
市町村名	人 口				
	総人口 A	65歳 以上人口 B	75歳 以上人口 C	人口比率	
				B/A	C/A
	(人)	(人)	(人)	(%)	(%)
沖 縄 県	1,484,123	328,871	155,922	22.2	10.5
中部福祉事務所 管内	520,619	110,075	52,275	21.1	10.0
宜 野 湾 市	100,248	19,547	9,257	19.5	9.2
沖 縄 市	143,013	29,270	13,767	20.5	9.6
う る ま 市	125,110	27,802	12,968	22.2	10.4
恩 納 村	11,004	2,658	1,271	24.2	11.6
宜 野 座 村	6,166	1,476	683	23.9	11.1
金 武 町	11,454	3,020	1,561	26.4	13.6
読 谷 村	41,633	9,052	4,325	21.7	10.4
嘉 手 納 町	13,444	3,224	1,705	24.0	12.7
北 谷 町	28,858	5,882	2,801	20.4	9.7
北 中 城 村	17,725	3,931	1,958	22.2	11.0
中 城 村	21,964	4,213	1,979	19.2	9.0

※本票は、各市町村から報告のあったR02.10.1現在の住民基本台帳のデータに基づく数値を取りまとめたものである。

(2) 介護保険制度に係る諸事業の推進

ア 法的根拠及び目的

県福祉事務所では老人保健法、介護保険法に基づき、管内市町村の介護保険制度

の円滑な実施を目的に高齢者保険福祉計画の策定及び運営管理及び介護保険事業者の指定申請、更新申請、変更届出、実地指導等の業務を行っている。

イ 中部福祉事務所における業務の概要

① 介護保険事業者の指定について

介護保険事業者の提供するサービスのうち、介護老人福祉施設や介護老人保健施設等に併設している事業所は県本庁において、居宅介護サービスの単独型事業所については福祉事務所において指定を行っている。

《中部福祉事務所管轄となる単独型サービスの種類》

訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、訪問看護、介護予防訪問看護、通所介護、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売

② 介護保険事業者の更新について

平成18年4月に改正介護保険法が施行され、定期的に指定介護保険事業者の基準適合状況を確認するため指定の効力に6年間の期限が設けられ、有効期限満了になる事業所について指定更新手続きを行っている。

表：指定及び指定更新等の実施状況（指定事業数）

サービスの種類	平成31年(令和元年)度		令和2年度	
	指定	更新	指定	更新
訪問介護	7	21	8	29
訪問入浴介護	0	0	0	1
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
通所介護	9	26	11	35
訪問看護	4	8	9	10
介護予防訪問看護	4	5	7	3
福祉用具貸与	0	4	1	10
介護予防福祉用具貸与	0	1	1	5
特定福祉用具販売	0	1	1	6
特定介護予防福祉用具販売	0	1	1	6

※平成30年4月1日より、居宅介護支援事業所の指定権限が、県から市町村へ権限委譲

※介護予防訪問介護、介護予防通所介護は平成30年3月末まで

③ 変更届出等について

介護保険事業者より、事業所運営にかかる変更届、介護給付費算定に係る体制等に係る届出、廃止・休止・再開届出の提出に係る業務を行っている。

《変更届》

介護保険事業者は事業所の名称、所在値、定款、法人代表、管理者、運営規定等の変更があった場合には、各サービス事業所ごとに、変更の事由が発生した日から10日以内に変更届を提出する必要がある。

《介護給付費算定に係る体制等に係る届出》

介護給付費算定に係る体制等（介護報酬加算等）に関する情報は、適正な介護給付管理の適用を受ける為に事前に届出を行う必要がある。毎月15日以前になされた場合は翌月から、16日以降になされた場合は翌々月から算定を開始する。

《廃止・休止・再開届出》

介護保険事業者は事業の廃止、休止、若しくは再開した時は県知事に廃止・休止・再開届出書を提出する必要がある。廃止又は休止の1ヶ月前までに届出を行う必要がある。

④ 介護保険事業所に対する実地指導について

「沖縄県介護保険施設等指導要綱」等に基づき、介護保険事業所に対して実地指導を行っている。実地指導に当たっては、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、事業者等の支援を基本としサービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とし実施される。

《実地指導を行った指定事業数》

令和2年度 30件

⑤ 業務管理体制整備について

平成21年5月の介護保険法の一部改正に伴い、業務管理体制の整備・届出を行うこととなった。事業者は法令遵守責任者の選任等を行い届出を行わなければならない。それらに伴い、届出の受理及び業務管理体制（法令等遵守体制）の確認検査等を行う（平成25年度より「一般検査」を順次実施）。

《一般検査 実施件数》

令和2年度 17法人

6 地域福祉

(1) 民生委員・児童委員活動状況

ア 民生委員・児童委員数（市町村別委嘱状況等）

民生委員・児童委員等は、民生委員法、児童福祉法に基づき厚生労働大臣から委嘱され、地域の福祉増進のため社会福祉に関する調査・相談・調整等の自主的活動や福祉事務所等の関係行政機関への協力活動を行う民間篤志の奉仕者で、任期は3年となっている。

民生委員・児童委員は制度創設以来一貫して地域の人々に対して援助活動を展開しており、主として低所得者を対象として、生活上あらゆる心配ごとの相談に応ずるために設けられている「心配ごと相談所」の相談員を中心として活躍しており、また生活福祉資金貸付制度の実施面にも大きな役割を果たしており、その活動はきわめて広範囲に及んでいる。

また、近年の出生率の低下に伴って「健やかに子どもを生み育てる環境づくり」が社会全体の課題となっており、平成6年から児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員を設置している。

市町村別委嘱状況

令和3年3月31日現在

市町村	定数	主任児童委員数 (再掲)	委嘱数	主任児童委員数 (再掲)	充足率	主任児童委員 充足率	委嘱内訳			
							男性		女性	
							人数	%	人数	%
宜野湾市	141	9	117	8	83%	89%	45	38%	72	62%
沖縄市	200	14	158	13	79%	93%	52	33%	106	67%
うるま市	176	10	147	10	84%	100%	41	28%	106	72%
市部計	517	33	422	31	82%	94%	138	33%	284	67%
恩納村	20	2	16	1	80%	50%	4	25%	12	75%
宜野座村	12	2	12	2	100%	100%	4	33%	8	67%
金武町	26	2	26	2	100%	100%	6	23%	20	77%
読谷村	78	5	78	5	100%	100%	27	35%	51	65%
嘉手納町	28	2	25	1	89%	50%	9	36%	16	64%
北谷町	48	3	39	3	81%	100%	7	18%	32	82%
北中城村	32	2	30	2	94%	100%	6	20%	24	80%
中城村	39	2	34	2	87%	100%	8	24%	26	76%
郡部計	283	20	260	18	92%	90%	71	27%	189	73%
計	800	53	682	49	85%	92%	209	31%	473	69%

イ 民生委員・児童委員活動状況(市町村別)

令和2年度

項目		宜野湾市	沖縄市	うるま市	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城村	中城村
内容別相談・支援件数	在宅福祉	82	331	155	40	25	19	71	1	322	30	30
	介護保険	16	51	75	40	5	19	15	2	11	15	13
	健康・保健医療	14	132	278	30	8	14	68	22	91	14	12
	子育て・母子保健	28	216	209	2	5	26	38	4	31	21	38
	子どもの地域生活	16	592	481	6	3	80	94	4	246	31	102
	子どもの教育・学校生活	22	466	295	2	31	430	68	5	120	55	87
	生活費	16	78	112	41	6	3	28	15	19	11	9
	年金・保険	3	16	28	11	1	2	1	0	8	5	4
	仕事	1	73	82	7	1	0	10	1	18	4	10
	家族関係	7	135	163	20	5	7	36	2	63	9	31
	住居	2	46	70	3	6	0	2	13	26	2	14
	生活環境	8	273	211	37	39	6	51	3	40	5	23
	日常的な支援	134	1,083	1,374	111	153	19	187	13	113	50	150
	その他	252	1,826	878	51	116	248	172	9	185	34	286
計	601	5,318	4,411	401	404	873	841	94	1,293	286	809	
分野別相談・支援件数	高齢者に関すること	277	1,539	2,097	235	231	160	399	50	659	123	181
	障害者に関すること	28	346	412	62	28	7	75	4	60	12	53
	子どもに関すること	86	1,563	1,072	16	46	578	207	18	422	115	302
	その他	210	1,870	830	88	99	128	160	22	152	36	273
	計	601	5,318	4,411	401	404	873	841	94	1,293	286	809
その他の活動件数	調査・実態把握	149	612	766	81	53	322	204	253	265	63	265
	行事・事業・会議への参加協力	1,503	1,672	1,198	157	178	233	865	344	1,144	311	573
	地域福祉活動・自主活動	4,720	4,163	4,847	1,402	968	531	2,519	913	1,900	1,352	2,664
	民児協運営・研修	1,712	1,874	1,538	172	180	178	1,234	558	734	602	423
	証明事務	520	269	484	30	43	214	173	59	186	64	82
	要保護児童の発見の通告・仲介	13	57	21	23	15	3	6	1	3	3	15
訪問回数	訪問・連絡活動	2,562	4,491	5,300	335	1,301	642	1,831	1,653	2,747	1,702	1,661
	その他	1,149	2,118	4,009	442	347	398	309	933	1,606	768	1,178
連絡調整回数	委員相互	3,707	6,442	5,243	256	623	569	1,473	1,399	3,632	1,827	703
	その他の関係機関	1,154	1,847	2,123	337	417	293	753	906	2,398	672	516
活動日数		9,387	12,530	10,271	1,785	1,803	2,207	6,492	2,186	6,091	3,344	3,328

(2) 社会福祉協議会指導監査（町村）

社会福祉法人に対する指導監査は、社会福祉法第56条第1項の規程に基づき、関係法令、通知による法人運営、事業経営についての指導事項について監査を行うとともに、運営全般について積極的に助言、指導を行うことによって、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図るものである。

なお、「県・町村社会福祉協議会指導監査事務取扱要領要綱」の改正により、令和3年度からは県福祉政策課が実施主体となった。

令和2年度町村社会福祉協議会指導監査実施状況（中部福祉事務所）

監査実施年月日	社会福祉協議会名	監査担当者
令和2年10月26日	北谷町社会福祉協議会	地域福祉班 (班長・主査2名)
令和2年11月6日	北中城村社会福祉協議会	
令和2年11月20日	恩納村社会福祉協議会	

【市町村社会福祉協議会】

市町村社会福祉協議会（社会福祉法人）は、社会福祉法に基づき、各市町村における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、社会福祉の推進を図ることを目的として設立されており、主に次のような事業を行っている。

- ・社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ・社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ・社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ・上記のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- ・保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- ・共同募金事業への協力
- ・居宅介護等事業
- ・障害福祉サービス事業
- ・生活福祉資金貸付事業
- ・心配ごと相談事業
- ・その他この法人の目的達成のため必要な事業等

(3) 生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援法(平成27年4月1日施行)に基づき、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため生活困窮者に対して包括的な支援を行うものであり、生活困窮者の自立と尊厳の確保及び生活困窮者支援を通じた地域づくりを制度の目標としている。

ア 自立相談支援事業

生活困窮者への就労の支援その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等を行う。

イ 住居確保給付金事業

離職により住宅を失った生活困窮者に対し家賃相当額を支給する。

ウ 就労準備支援事業

雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行う。

エ 一時生活支援事業

住居のない方に一定期間、衣食住を提供する。

オ 家計相談支援事業

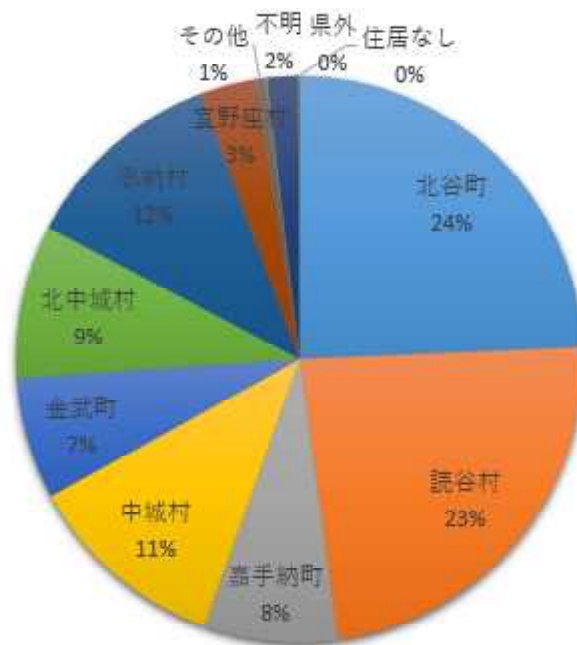
家計に関する相談、家計管理に関する助言、貸付のあっせん等を行う。

カ 認定就労訓練事業

一般就労が困難な者に対し、その者に合った作業機会を提供しながら、個別の就労支援プログラムに基づき、一般就労に向けた支援を中・長期で実施する。

令和2度 相談者数(町村別)

所在地	人数
北谷町	773
読谷村	747
嘉手納町	242
中城村	366
金武町	221
北中村	278
恩納村	369
宜野座村	102
その他(県内)	17
県外	4
不明	55
住居なし	3
合計	3,177



(資料提供：沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンター中部)

- ・住居確保給付金事業利用(再プラン含む) 773人
- ・就労準備支援事業利用 14人
- ・一時生活支援事業利用 14人(家族別)
- ・家計相談支援事業利用 68人